特別用途地区総括図

国立市都市計画図 （区域区分・地域地区・都市施設・市街地開発事業・地区計画・日影規制）

〔注〕1．本図の道路・公園の位置・地域地区等の境界は、その概略を示すもので、その詳細は「東京都都市整備局都市づくり政策部都市計画課」または、「国立市役所都市計画課」に備え置く指定図書を縦覧してください。
2．建築確認申請等の相談は、東京都多摩建築指導事務所にお願いします。

平成二十九年三月現在

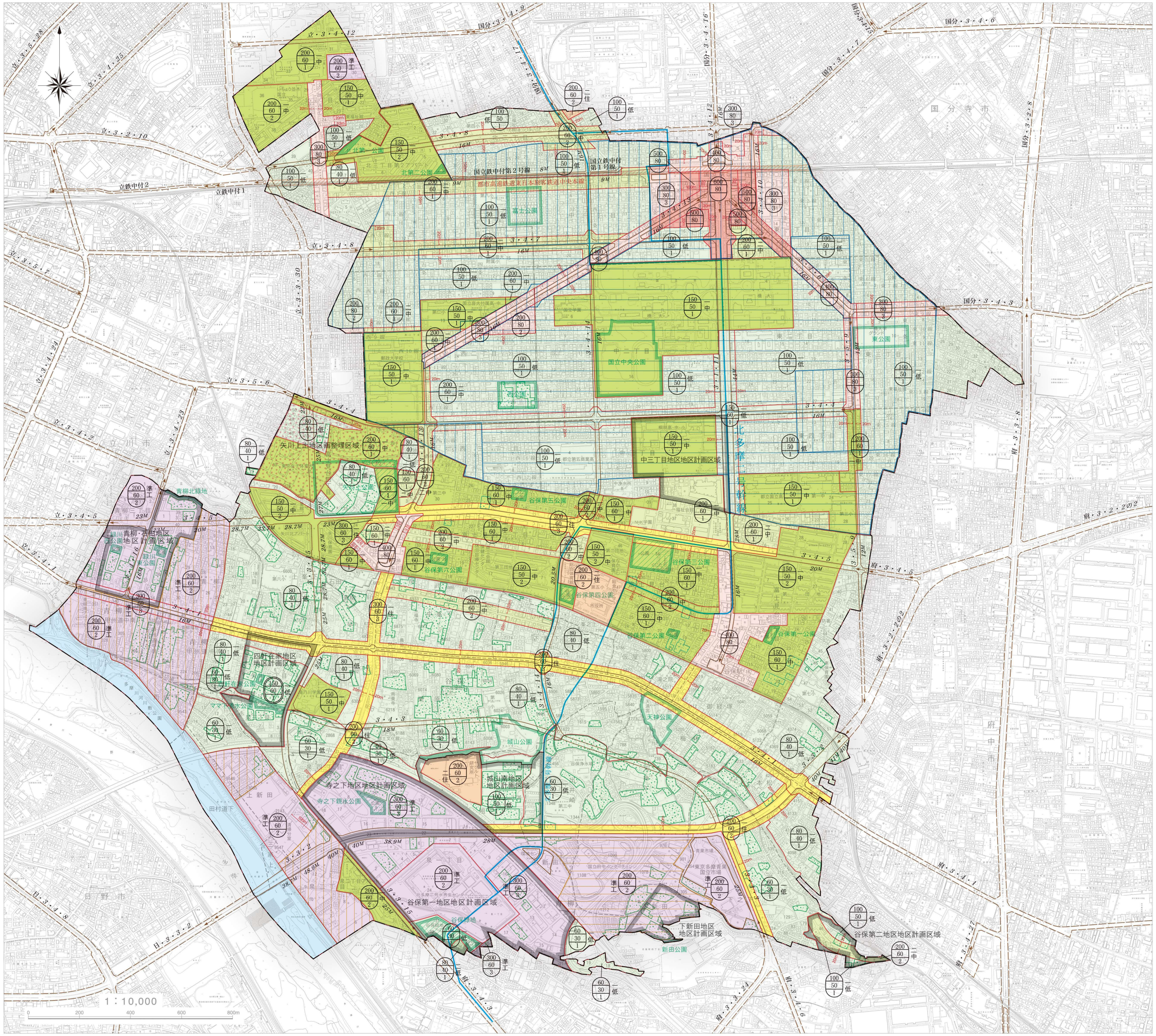

東京都国立市

凡例		容積率（%）	規制される建築物	種別	規制される日影時間：規制される日影（敷地境界線からの水平距離）5mをこえ10m以内の範囲	規制される日影時間：10mをこえる範囲	測定水平面の高さ
■	第一種低層住居専用地域	60 80	軒高が7mをこえるかまたは3階以上の建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	1.5m
		100 150		(二)	4時間以上	2.5時間以上	
■	第二種低層住居専用地域	80		(一)	3時間以上	2時間以上	
■	第一種中高層住居専用地域	150 200	高さが10mをこえる建築物	(一)	3時間以上	2時間以上	4.0m
■	第二種中高層住居専用地域	150 200		(一)	3時間以上	2時間以上	
■	第一種住居地域	200		(一)	4時間以上	2.5時間以上	
		300		(二)	5時間以上	3時間以上	
■	第二種住居地域	200		(一)	4時間以上	2.5時間以上	
■	近隣商業地域	200		(一)	4時間以上	2.5時間以上	
		300		(二)	5時間以上	3時間以上	
		400					
■	商業地域	500 600					
■	準工業地域	200	高さが10mをこえる建築物	(一)	4時間以上	2.5時間以上	4.0m
		300		(二)	5時間以上	3時間以上	

第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域の建築物の高さの限度10m　80／40／1　容積率／建ぺい率／高度地区　80／40／1　第一種低層住居専用地域の建築物の高さの限度12m

防火地域は容積率400%以上の区域
準防火地域は建ぺい率 50%以上の区域

■	市街化調整区域
▭	第一種文教地区
▥	第二種文教地区
▭	第1種特別工業地区
▥	第2種特別工業地区
終点 ← 始点 ←○	都市計画道路
完成 ▨ 計画 ▭	都市計画公園
▒	生産緑地地区
▒	矢川上土地区画整理区域
▬	地区計画区域
―	流域下水道幹線
▨	都市高速鉄道東日本旅客鉄道中央本線
▭	その他の都市施設

東京都文教地区建築条例（昭和25年12月７日東京都条例第88号）
文教地区の建築制限（次のものは建てられません）

第一種文教地区
1．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第２条第１項第１号から第３号まで及び同条第６項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
2．ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く。）
3．劇場、映画館、演芸場、観覧場・又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第１号に該当するものを除く。）
4．マーケット（市場を除く。）
5．遊技場又は遊戯場（学校附属のものを除く。）
6．旧工場公害防止条例（昭和24年東京都条例第72号）別表に掲げられていた作業を常時行う工場
7．勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
8．前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの

第二種文教地区
1．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条第１項第１号から第３号まで及び同条第６項各号のいずれかに該当する営業に係るもの
2．ホテル又は旅館（前号に該当するものを除く。）
3．劇場、演芸場、観覧場・又はナイトクラブその他客にダンスをさせ、かつ、客に飲食をさせる営業を営む施設（第１号に該当するものを除く。）
4．勝馬投票券発売所、場外車券売場及び勝舟投票券発売所
5．前各号の建築物に類するもので、環境を害し、又は風俗を乱すおそれがあると認めて知事が指定するもの

国立市特別工業地区建築条例（平成16年４月１日国立市条例第４号）
特別工業地区の建築制限（次のものは建てられません）

第１種特別工業地区
1．次に掲げる事業を営む工場
  (1) 骨炭その他の動物質炭の製造
  (2) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
  (3) ガラスの製造又は砂吹
  (4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
  (5) 練炭の製造
  (6) 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するもの
  (7) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
  (8) レデイミクストコンクリートの製造
2．風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風営法」という。）第２条第１項第１号から第３号までに規定する営業に該当するもの

第２種特別工業地区
1．原動機を使用する工場で作業場（原動機を使用しない室で、文選又は校正の作業に使用するものを除く。(2)において同じ。）の床面積の合計が300平方メートルを超えるもの。ただし、次のいずれにも該当するものを除く。
  (1) 印刷、製本その他これらに類する事業を営むもの
  (2) 作業場の床面積の合計が500平方メートルを超えないもの
  (3) 作業場の用途に供する建築物を耐火建築物又は準耐火建築物としたもの
2．次に掲げる事業を営む工場
  (1) 骨炭その他の動物質炭の製造
  (2) かわら、れんが、土器、陶磁器、人造と石、るつぼ又はほうろう鉄器の製造
  (3) ガラスの製造又は砂吹
  (4) スプリングハンマーを使用する金属の鍛造
  (5) 練炭の製造
  (6) 木材の引割り又はかんな削りで出力の合計が3.75キロワットを超える原動機を使用するもの
  (7) 鉱物、岩石、土砂、硫黄、金属、ガラス、れんが、陶磁器、骨又は貝殻の粉砕で原動機を使用するもの
  (8) レデイミクストコンクリートの製造
3．次に掲げる建築物
  (1) 風営法第２条第１項に規定する営業に該当するもの
  (2) ホテル又は旅館
  (3) カラオケボックス

この地図は東京都縮尺1/2,500地形図（平成27年度版）を使用したものである。無断複製を禁ずる。
（承認番号・MMT 利許第27025号-27）（承認番号）28都市基交測第149号、平成29年２月22日
（承認番号）28都市基街都第304号、平成29年２月27日
（承認番号）28都市基交第806号、平成29年２月28日
平成29年3月 1500
調製 国土地図株式会社
☎ 03(3953)5879